特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	職員以外の者に係る支払調書等の法定調書作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、職員以外の法定調書の作成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年10月14日

I 関連情報

」						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	職員以外の者に係る支払調書等の法定調書作成事務					
②事務の概要	所得税法、地方税法等の定めにより、職員以外の委員や講師等への報酬等の支払に係る、法定調書 (支払調書、源泉徴収票及び給与支払報告書)の作成等に関する事務を行う。 これらの業務を行うにあたり、次の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①法定調書の作成 ②法定調書の税務署及び市町村への提出					
③システムの名称	人事給与システム、eLTAX					
2. 特定個人情報ファイル名	ž					
年末調整等関係事務に係る特						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 9条第4項					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署					
①部署	総務部人事課					
②所属長の役職名	人事課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正·利用停止請求					
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [〇]適用した					
適用した理由	定期的に対象人数(しきい値判断)を見直すことを失念していたため					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上						
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満						
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
3. 重大事故								
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それそ		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び ませるでは全項目評価書において、リスク	全項目評価書
C11 C1 . Ø .				
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	フークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 朱	7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. J	手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	人手が介在する場面において、以下のような対策を講じており人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・マイナンバー入りのデータ等を税務署へ提出する際は、直接持参することとしている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できるキャビネットで保管している。 ・特定個人情報を廃棄する際は、複数職員での確認に努めている。						

9. 監査								
実施の有無		[0]	自己点検	[0]	内部監査	[〕外部監査	
10. 従業者に対す	る教育・	啓発						
従業者に対する教育	・啓発	[十分に行っている]		2) 十分に行	入れて行っている	;
11. 最も優先度が	高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又	は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発							
当該対策は十分か【	再掲】	[十分である]		2) 十分であ	入れている	
判断の根拠		以下のような対策を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・マイナンバー入りのデータ等を税務署へ提出する際は、直接持参することとしている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できるキャビネットで保管している。 ・特定個人情報を廃棄する際は、複数職員での確認に努めている。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報/8特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ/連絡先	高岡市未来政策部情報政策課	高岡市市長政策部情報政策課	事後	組織改編による
			-		